

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2004-206576
(P2004-206576A)

(43) 公開日 平成16年7月22日(2004.7.22)

(51) Int. Cl. ⁷	F I	テーマコード (参考)
G07F 7/08	G07F 7/08 M	2C005
B42D 15/10	B42D 15/10 5O1K	3E044
G06F 17/60	G06F 17/60 14O	5B058
G06K 17/00	G06K 17/00 B	

審査請求 未請求 請求項の数 4 O L (全 10 頁)

(21) 出願番号	特願2002-377055 (P2002-377055)	(71) 出願人	000003078 株式会社東芝 東京都港区芝浦一丁目1番1号
(22) 出願日	平成14年12月26日 (2002.12.26)	(74) 代理人	100058479 弁理士 鈴江 武彦
		(74) 代理人	100084618 弁理士 村松 貞男
		(74) 代理人	100068814 弁理士 坪井 淳
		(74) 代理人	100092196 弁理士 橋本 良郎
		(74) 代理人	100091351 弁理士 河野 哲
		(74) 代理人	100088683 弁理士 中村 誠

最終頁に続く

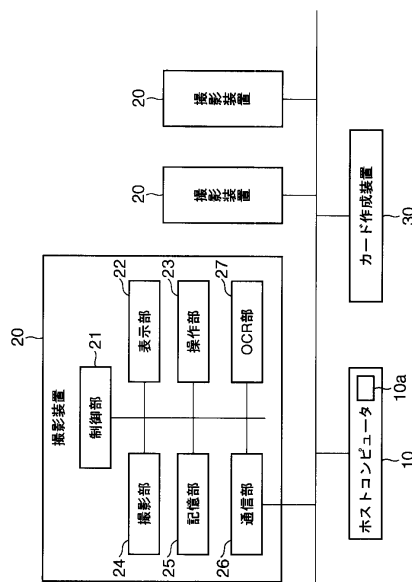
(54) 【発明の名称】 カード発行システム及びカード発行方法

(57) 【要約】

【課題】この発明は、各申請者の申請書に免許証の発行条件などを印刷しておかなくとも、申請者に対して発行条件などを容易に案内することができ、カード発行処理を効率的に実施することができる。

【解決手段】この発明は、申請者に対するユーザデータをデータベースに登録しておき、上記撮影装置にて申請者の顔画像を撮影する際に、申請者の識別情報に基づいて上記ホストコンピュータのユーザデータを検索し、その検索結果としてのユーザデータに基づいて当該申請者に対する免許証の発行条件を表示するようにしたものである。

【選択図】 図1



【特許請求の範囲】**【請求項 1】**

カードを発行するカード発行システムにおいて、
特定のカード発行条件を設定する設定手段と、
複数の人物に関する情報を記憶している記憶手段と、
この記憶手段に記憶している情報からカードを発行する人物に関する情報を検索する検索手段と、
この検索手段により検索された人物に関する情報に基づいて当該人物のカード発行条件が前記設定手段にて設定されているカード発行条件と一致するか否かを判断する判断手段と、
この判断手段により当該人物のカード発行条件と前記設定手段にて設定されているカード発行条件と一致しないと判断した場合、当該人物のカード発行条件を報知する報知手段と、
を具備することを特徴とするカード発行システム。

10

【請求項 2】

カードを発行するカード発行システムにおいて、
複数の人物に関する情報を各人物の識別情報に対応して記憶している記憶手段と、
カードを発行する人物が既に所持しているカードから当該人物の識別情報を認識する認識手段と、
この認識手段により認識した識別情報に基づいて当該人物に関する情報を前記記憶手段から検索する検索手段と、
この検索手段による検索の結果として前記認識手段により認識した識別情報に対応する人物に関する情報が前記記憶手段に存在しなかった場合、当該人物の識別情報を再入力する入力手段と、
前記検索手段により検索された前記認識手段にて認識した識別情報あるいは前記入力手段にて再入力した識別情報に対応する人物に関する情報に基づいて当該人物に対するカード発行条件を報知する報知手段と、
を具備することを特徴とするカード発行システム。

20

【請求項 3】

カードを発行するカード発行システムに用いられるカード発行方法であって、
特定のカード発行条件を設定する設定工程と、
複数の人物に関する情報を記憶手段に登録する登録工程と、
この登録工程により前記記憶手段に登録されている情報からカードを発行する人物に関する情報を検索する検索工程と、
この検索工程により検索された人物に関する情報に基づいて当該人物のカード発行条件が前記設定工程にて設定されているカード発行条件と一致するか否かを判断する判断工程と、
この判断工程により当該人物のカード発行条件と前記設定工程にて設定されているカード発行条件と一致しないと判断した場合、当該人物のカード発行条件を報知する報知工程と、
を有することを特徴とするカード発行方法。

30

40

【請求項 4】

カードを発行するカード発行システムに用いられるカード発行方法であって、
複数の人物に関する情報を各人物の識別情報に対応して記憶手段に登録する登録工程と、
カードを発行する人物が既に所持しているカードから当該人物の識別情報を認識する認識工程と、
この認識工程により認識した識別情報に基づいて当該人物に関する情報を前記記憶手段から検索する検索工程と、
この検索工程による検索の結果として前記認識工程により認識した識別情報に対応する人物に関する情報が前記記憶手段に存在しなかった場合、当該人物の識別情報を再入力する

50

入力工程と、

前記検索工程により検索された前記認識工程にて認識した識別情報あるいは前記入力工程にて再入力した識別情報に対応する人物に関する情報に基づいて当該人物に対するカード発行条件を報知する報知工程と、

を有することを特徴とするカード発行方法。

【発明の詳細な説明】

【0001】

【発明の属する技術分野】

この発明は、例えば、運転免許証などのユーザの顔画像を含む情報を印刷したカードを発行するカード発行システムとカード発行方法に関する。

10

【0002】

【従来の技術】

従来、IDカード発行システムでは、申請者データ（ユーザデータ）と申請者（ユーザ）の顔画像とを印刷したIDカードを発行するようになっていたものがある。上記のようなIDカード発行システムは、例えば、ホストコンピュータ、撮影装置、及びカード作成装置などから構成される。このようなIDカード発行システムでは、上記ホストコンピュータにてIDカード発行の申請書をユーザから受取ってオペレータが申請内容を登録し、上記撮影装置にてユーザの顔画像を撮影装置にて撮影し、上記カード作成装置にて上記申請内容と上記顔画像とを印刷したIDカードを作成するようになっていた。

【0003】

20

このようなIDカード発行システムでは、上記撮影装置にてユーザの顔画像を撮影した際に、ユーザに対してIDカードをユーザに引き渡すための案内を行うことが多い。このようにユーザの顔画像の撮影時にオペレータがユーザに対して案内を行う場合、オペレータは、申請書等から発行条件を判断し、撮影後に当該ユーザがIDカードを受け取るために行う必要がある事柄をユーザに案内している。

【0004】

例えば、IDカード発行システムにおいて、顔画像の撮影後に講習を受講することを条件にIDカードをユーザに手渡すようになっている場合、上記撮影装置での顔画像の撮影時に、オペレータが各ユーザに対して受講すべき講習の案内を行うようになっている。つまり、IDカードの発行条件として複数種類の講習が設定されている場合、オペレータは、

30

【0005】

しかしながら、従来のIDカード発行システムでは、申請書などをオペレータが確認することにより、各ユーザに対して案内すべき講習（発行条件）を判断している。このため、IDカード発行システムでは、上記撮影装置でのユーザの顔画像の撮影前に、発行条件としての講習内容（講習区分）あるいはIDカードの発行内容を申請書に印字しなければならない。また、オペレータが各ユーザごとに申請書を確認しなければならないという問題点もある。

さらに、従来のIDカード発行システムでは、IDカードの更新発行を行う場合、上記撮影装置において、オペレータが、ユーザが所持している旧IDカードと申請書の内容とを突き合わせて確認しなければならないという問題点もある。

40

【0006】

【発明が解決しようとする課題】

上記したように、各申請者の申請書などの記載内容を人手により確認し、各申請者に対して発行条件に応じた案内を行わなければならないという問題点を解決するもので、各申請者の申請書などの記載内容を人手により確認することなく、各申請者に対して発行条件に応じた案内を容易に行うことができるカード発行システムとカード発行方法を提供することを目的とする。

【0007】

【課題を解決するための手段】

50

この発明のカード発行システムは、カードを発行するものにおいて、特定のカード発行条件を設定する設定手段と、複数の人物に関する情報を記憶している記憶手段と、この記憶手段に記憶している情報からカードを発行する人物に関する情報を検索する検索手段と、この検索手段により検索された人物に関する情報に基づいて当該人物のカード発行条件が前記設定手段にて設定されているカード発行条件と一致するか否かを判断する判断手段と、この判断手段により当該人物のカード発行条件と前記設定手段にて設定されているカード発行条件と一致しないと判断した場合、当該人物のカード発行条件を報知する報知手段とを有する。

【0008】

この発明のカード発行方法は、カードを発行するカード発行システムに用いられる方法であって、特定のカード発行条件を設定する設定工程と、複数の人物に関する情報を記憶手段に登録する登録工程と、この登録工程により前記記憶手段に登録されている情報からカードを発行する人物に関する情報を検索する検索工程と、この検索工程により検索された人物に関する情報に基づいて当該人物のカード発行条件が前記設定工程にて設定されているカード発行条件と一致するか否かを判断する判断工程と、この判断工程により当該人物のカード発行条件と前記設定工程にて設定されているカード発行条件と一致しないと判断した場合、当該人物のカード発行条件を報知する報知工程とを有する。

【0009】**【発明の実施の形態】**

以下、この発明の実施の形態について図面を参照して説明する。

図1は、この発明の実施の形態に係るIDカード発行システムの概略構成を示すブロック図である。

図1に示すように、IDカード発行システムは、ホストコンピュータ10、撮影装置20、及びカード作成装置30により構成されている。このIDカード発行システムでは、ホストコンピュータ10にて各申請者（ユーザ）の申請者データ（ユーザデータ）を登録し、上記撮影装置20により申請者の顔画像を撮影し、上記カード作成装置30にて上記ユーザデータとユーザデータに対応するユーザの顔画像とを印刷したIDカードを作成するようになっている。本実施の形態のIDカード発行システムでは、IDカードの一例としての運転免許証を発行するものとして説明する。

【0010】

上記ホストコンピュータ10は、IDカード（免許証）を発行するユーザのユーザデータ（免許証データ）を記憶しておくデータベース（記憶手段）10aを有している。上記ホストコンピュータ10は、上記データベース10aに、IDカードの発行申請書の内容に基づいてユーザデータを新規登録したり、IDカードの更新申請書の内容に基づいてユーザデータの更新登録を行ったりするものである。上記データベース10aには、ユーザを識別するための識別情報としてのIDカード番号（免許証番号）あるいは申請書番号などに対応して各ユーザのユーザデータが記憶されるようになっている。従って、上記ホストコンピュータ10は、上記データベース10a内のIDカード番号あるいは申請書番号などに基づいてユーザデータを検索する機能（検索手段）を有している。

【0011】

また、上記データベース10aにユーザデータとして登録される情報としては、氏名情報、住所情報、生年月日情報、及び条件情報などがある。さらに、上記条件情報としては、IDカードの区分情報、IDカードの利用条件情報、IDカードを発行する際の発行条件情報などがある。例えば、IDカードとして運転免許証を発行する場合、条件情報としては、IDカードの区分情報として免許の種類、IDカードの利用条件情報として免許の条件、及び発行条件情報としての違反情報に基づく発行時に受講すべき講習区分（講習の種類）を示す情報などがユーザデータ（免許証データ）として記録される。

【0012】

また、運転免許証を発行する際の発行条件としての講習の種類は、例えば、一般の人物を対象とする一般講習、違反などがなかった人物を対象とする優良講習、高齢者を対象とす

10

20

30

40

50

る高齢者講習、あるいは初心者を対象とする初心講習などの複数種類の講習がある。

【0013】

上記撮影装置20は、IDカードが発行される本人の顔画像を撮影するものである。上記撮影装置20では、後述するように、免許証番号あるいは申請書番号に基づいて特定されるユーザの顔を撮影し、ユーザの顔画像のデータを作成するようになっている。

上記カード作成装置30は、IDカードの印刷などの発行処理を行うものである。上記カード作成装置30は、後述する撮影装置20の記憶部25から当該ユーザのユーザデータを取得するとともに、上記撮影装置20にて撮影した当該ユーザの顔画像とをカードに印刷することによりIDカードを作成する。

【0014】

また、上記撮影装置20は、図1に示すように、制御部(判断手段)21、表示部(報知手段)22、操作部(入力手段)23、撮影部(撮影手段)24、記憶部25、通信部26、及びOCR部(入力手段)27などを有している。上記制御部21は、制御プログラムにより動作するCPUや制御プログラムなどが記憶されたメモリなどにより構成され、撮影装置全体の制御を司るものである。上記表示部22は、液晶表示装置などの表示装置により構成され、操作案内、撮影中の画像、あるいは、被撮影者としての申請者のユーザデータなどを表示するものである。上記操作部23は、テンキーやキーボードなどにより構成され、オペレータにより操作指示やデータなどが入力されるものである。

【0015】

上記撮影部24は、デジタルカメラなどにより構成され、ユーザの少なくとも顔を含む画像(顔画像)を撮影し、ユーザの顔画像のデータを取得するものである。上記記憶部25は、ハードディスクドライブやRAMなどの記憶装置により構成される。上記記憶部25は、上記ホストコンピュータ10からのユーザデータや上記撮影部24にて撮影したユーザの顔画像のデータなどを記憶する。上記通信部26は、ネットワーク通信を行うインターフェース装置などにより構成される。上記通信部26は、上記ホストコンピュータ10あるいは上記カード作成装置30とのデータ通信を行うものである。

【0016】

上記OCR部27は、スキャナや文字認識ユニットにより構成される。上記OCR部27には、IDカード更新の申請者が現在所持しているIDカード(旧IDカード)を受け入れる図示しない挿入口が設けられており、上記挿入口に挿入されたIDカードの表面を光学的に読み取り、IDカードの表面に記載されている文字情報を認識するものである。例えば、IDカードとして運転免許証を発行するIDカード発行システムでは、上記OCR部27により申請者が現在所持している免許証(旧免許証)の表面に記載されている免許証番号を認識するようになっている。

【0017】

次に、このIDカード発行システム全体の基本的な動作について説明する。まず、更新者あるいは申請者は、IDカードを発行する施設の受付にて、更新あるいは新規発行の申請書を記入し、その申請書を受付けに提出する。すると、上記受付の係員は、申請書の内容を確認し、申請者に対して免許条件を満たしているか否かを検査するための案内を行う。この案内に従って検査を完了した申請者は、さらに、係員の誘導に従って、上記撮影装置20による顔画像の撮影を行う。

【0018】

なお、上記受付にて申請書を受付けた申請者に対するユーザデータは、図示しない登録端末によりオペレータによって入力され、上記撮影装置20による顔画像の撮影までに、上記ホストコンピュータ10のデータベース10aに登録される。例えば、免許証を新規発行する場合、上記ホストコンピュータ10のデータベース10aには、オペレータにより入力される申請書の内容に基づいて申請者に対する申請書番号(あるいは新規に発番される免許証番号など)に対応する新たなユーザデータとして登録される。この際、当該申請者のユーザデータなどに基づいて講習区分が判定され、その講習区分を示す情報が発行条件情報として登録されるものとする。

10

20

30

40

50

【 0 0 1 9 】

また、免許証を更新する場合、上記ホストコンピュータ10のデータベース10aには、各申請者の免許証データが既に登録されているため、既に登録されている免許証データを更新することにより申請者の免許データが更新登録される。さらに、上記ホストコンピュータ10は、各更新者の違反情報などを検索する機能を有しているものとし、免許証を更新する場合には、各更新者の違反情報やユーザデータなどに基づいて当該更新者の講習区分が上記ホストコンピュータ10あるいはオペレータにより判定され、その講習区分を示す情報が発行条件情報として更新登録されるものとする。

【 0 0 2 0 】

また、IDカード発行システムのうち上記撮影装置20が複数存在する場合には、各申請者の講習区分に応じて撮影装置20を指定しておくようにしても良い。この場合、各申請者に対しては、各申請者の講習内容に応じた撮影装置20にて顔画像を撮影するよう案内される。

各撮影装置20では、オペレータの操作に基づいて、訪れた申請者の顔を撮影する撮影処理を行う。この撮影処理については、後で詳細に説明する。

このような一連の処理により撮影装置20にて顔画像を撮影した申請者は、操作装置20でオペレータにより案内された講習を受けた後に、所定の場所で免許証の交付を受ける。

【 0 0 2 1 】

この間、当該IDカード発行システムでは、上記撮影装置20にて撮影した申請者の顔画像が当該撮影装置20からカード作成装置30へ転送される。この際、上記撮影装置20が撮影した顔画像とともに上記ホストコンピュータ10から取得したユーザデータを上記カード作成装置30へ送信するようにしても良いし、上記撮影装置20にて撮影した顔画像を一旦ホストコンピュータ10へ転送した後に上記ホストコンピュータ10から各申請者に対する顔画像とユーザデータとを上記カード作成装置30へ送信するようにしても良い。

【 0 0 2 2 】

上記カード作成装置では、上記ホストコンピュータ10あるいは上記撮影装置20から受信した各申請者に対する顔画像と当該申請者のユーザデータとに基づいて必要な事項をカード状の媒体に印刷し、各申請者に対する免許証を作成するようになっている。

【 0 0 2 3 】

上記のような処理により、当該IDカード発行システムでは、IDカードの新規発行あるいはIDカードの更新発行などの申請者に対し、新たに作成した免許証を交付することが可能となる。

【 0 0 2 4 】

次に、上記撮影装置20にて申請者の顔画像を撮影する際の処理について説明する。

図2は、上記撮影装置20での申請者に対する顔画像の撮影時の動作例を説明するためのフローチャートである。なお、ここでは、IDカード発行システムにおいて、複数の撮影装置20が存在し、各撮影装置20が各申請者の講習区分ごとに予め分けられているものとする。また、以下の説明では、免許証の更新者に対する撮影時の処理を中心に説明する。

【 0 0 2 5 】

まず、上記撮影装置20のオペレータは、当該撮影装置20が撮影すべき申請者の講習区分を上記操作部23により選択する(ステップS11)。オペレータにより講習区分が選択されると、上記撮影装置20は、申請者の顔画像の撮影が可能な状態となる。

【 0 0 2 6 】

この状態で申請者(被撮影者)が当該撮影装置20に現れると、その撮影装置20のオペレータは、申請者が所持している旧免許証(旧IDカード)を図示しない挿入部に挿入し、上記OCR部27のスキャナにより前記旧免許証の画像を読み取る。上記制御部21は、上記OCR部27によりスキャナで読み取った旧免許証の画像に対して文字認識処理を行って、旧免許証に記載されている免許証番号を認識することにより当該申請者の免許証

10

20

30

40

50

番号を入力する（ステップ S 1 2）。この際、オペレータが免許証番号を操作部 2 3 により入力するようにしても良い。また、免許証を新規発行する場合、上記オペレータは、上記操作部 2 3 により当該申請者の申請書番号などを入力するようにする。

【 0 0 2 7 】

当該申請者が所持している旧免許証の免許証番号を認識すると、上記制御部 2 1 は、認識した免許証番号に基づいて前記ホストコンピュータ 1 0 に対してユーザデータの問合せを行う（ステップ S 1 3）。上記撮影装置 2 0 からの問合せに対して、上記ホストコンピュータ 1 0 では、上記撮影装置 2 0 から送信されてきた免許証番号に対応するユーザデータをデータベース 1 0 a から検索する。この検索の結果として前記免許証番号に対応するユーザデータがデータベース 1 0 a に存在しなかった場合（ステップ S 1 4）、上記ホストコンピュータ 1 0 は、当該免許証番号に対応するユーザデータがない旨を当該撮影装置 2 0 へ送信する。

10

【 0 0 2 8 】

このようなホストコンピュータ 1 0 から免許証番号に対応するユーザデータが存在しない旨の通知を受けた場合（ステップ S 1 4、NO）、当該撮影装置 2 0 の制御部 2 1 は、上記表示部 2 2 に該当するデータが存在しないことを表示し、免許証番号の再入力を促す（ステップ S 1 5）。

【 0 0 2 9 】

このような案内に対して、オペレータは、上記ステップ S 1 2 へ戻り、当該旧免許証を挿入し直して上記OCR部 2 7 に旧免許証の画像を再度読み取って免許証番号の再認識処理を行う。また、この際、オペレータが上記操作部 2 3 にて手作業により免許証番号を再入力するようにしても良い。当該申請者の免許証番号が再入力されると、上記制御部 2 1 は、上記ステップ S 1 3 及び S 1 4 と同様に、再入力された免許証番号によるユーザデータの問い合わせ及び検索処理を行う。

20

【 0 0 3 0 】

また、上記検索の結果として当該免許証番号に対応するユーザデータが存在した場合、上記ホストコンピュータ 1 0 は、検索したユーザデータを当該撮影装置 2 0 へ送信する。上記ホストコンピュータ 1 0 から免許証番号に対応するユーザデータを受信した場合（ステップ S 1 4、YES）、当該撮影装置 2 0 の制御部 2 1 は、上記ホストコンピュータ 1 0 からの免許証番号に対応するユーザデータに基づいて当該ユーザに対するIDカードの発行条件を判断する（ステップ S 1 6）。この判断では、例えば、上記ステップ S 1 1 で選択されている講習区分と当該ユーザの講習区分が一致しているか否かを判断する。

30

【 0 0 3 1 】

この判断により当該撮影装置 2 0 に設定されている講習区分とユーザデータから判断された講習区分とが一致していると判断した場合（ステップ S 1 6、YES）、当該撮影装置 2 0 のオペレータは、上記操作部 2 3 にて上記撮影部 2 4 による撮影を指示する。すると、上記制御部 2 1 は、上記撮影部 2 4 により当該申請者の顔を撮影する（ステップ S 1 7）。

【 0 0 3 2 】

このステップ S 1 7 で申請者の顔の撮影が完了すると、上記オペレータは、オペレータが当該申請者に対して当該撮影装置に設定されている講習区分に応じた講習を受講するように案内する（ステップ S 1 8）。なお、当該撮影装置に設定されている講習区分とユーザデータから判断された講習区分とが一致していると判断した場合であっても、上記表示部 2 2 に少なくとも当該申請者の講習区分を示す情報を含むユーザデータを表示するようにしても良い。

40

【 0 0 3 3 】

また、上記判断により当該撮影装置 2 0 に設定されている講習区分とユーザデータから判断された講習区分とが一致していないと判断した場合（ステップ S 1 6、YES）、上記制御部 2 1 は、上記表示部 2 2 に少なくとも当該申請者の講習区分を示す情報を含むユーザデータを表示する（ステップ S 1 9）。このような表示が行われた状態で、当該撮影装

50

置 2 0 のオペレータは、上記操作部 2 3 にて上記撮影部 2 4 による撮影を指示する。すると、上記制御部 2 1 は、上記撮影部 2 4 により当該申請者の顔を撮影する（ステップ S 2 0）。

【 0 0 3 4 】

このステップ S 2 0 で当該申請者の顔の撮影が完了すると、上記オペレータは、上記表示部 2 2 に表示されている当該申請者の講習区分を確認し、当該申請者に対して上記表示部 2 2 に表示されている講習区分に応じた講習を受講するように案内する（ステップ S 2 1）。

【 0 0 3 5 】

上記ステップ S 1 5 あるいは上記ステップ S 2 1 の案内に応じて、当該申請者は、当該撮影装置のオペレータにより案内された講習を受けることになる。このように撮影装置のオペレータが案内した講習の受講が完了した申請者に免許証を交付するため、上記カード作成装置 3 0 は、各申請者の免許証を作成することになる。すなわち、上記撮影装置 2 0 にて申請者の顔画像を撮影すると、上記撮影装置 2 0 の制御部 2 1 は、申請者に対する免許証の作成要求とともに、当該申請者を識別するための免許証番号と撮影した申請者の顔画像のデータとを上記カード作成装置 3 0 へ送信する（ステップ S 2 2）。

10

【 0 0 3 6 】

上記ステップ S 1 2 ~ S 2 2 の処理により、上記撮影装置 2 0 は、1 人分の申請者の顔画像が撮影し、当該申請者の免許証の作成要求が完了する。さらに、当該申請者に続く他の申請者が居る場合（ステップ S 2 3、NO）、上記撮影装置 2 0 の制御部 2 1 は、上記ステップ S 1 2 へ戻り、上記のような処理を繰り返す。また、当該撮影装置 2 0 による撮影処理を終了せずに、当該撮影装置 2 0 における講習区分の設定を変更する場合（ステップ S 2 4、NO）、上記撮影装置 2 0 の制御部 2 1 は、上記操作部 2 3 に対するオペレータからの指示に基づいて、上記ステップ S 1 1 へ戻り、上記のような処理を行う。

20

【 0 0 3 7 】

上記のように、本実施の形態によれば、申請者に対するユーザデータをデータベースに登録しておき、上記撮影装置にて申請者の顔画像を撮影する際に、申請者の識別情報に基づいて上記ホストコンピュータのユーザデータを検索し、その検索結果としてのユーザデータに基づいて当該申請者に対する免許証の発行条件を表示するようにしたものである。これにより、ホストコンピュータ、撮影装置、及びカード作成装置などの複数の装置からなるカード発行システムにおいて、各申請者の申請書に免許証の発行条件などを印刷しておかなくとも、申請者に対する発行条件などを容易に案内することができ、各申請者に対するカード発行処理を効率的に実施することが可能となる。

30

【 0 0 3 8 】

さらに、上記撮影装置にて申請者の免許証番号などの識別番号を誤入力した場合に、上記ホストコンピュータからのユーザデータの検索結果を受けて、識別情報を再入力するよう案内するようにしたものである。これにより、旧免許証からの免許証番号を誤認識した場合であっても、識別番号の再入力を簡単に行うことができ、カード発行処理を効率的に実施できる。

【 0 0 3 9 】

また、本発明によれば、ホストコンピュータと撮影装置とを有するカード発行システムにおいて、上記ホストコンピュータは、複数の人物に関する情報を各人物の識別情報に対応してデータベースに記憶しておき、上記撮影装置から送られてきた識別情報の人物に関する情報を上記データベースから検索するものであり、上記撮影装置は、カードを発行する人物が既に所持しているカードから当該人物の識別情報を認識して上記ホストコンピュータへ送信し、上記ホストコンピュータから識別情報に対する人物に関する情報が上記データベースに存在しない旨を受信した場合には当該人物の識別情報を入力手段により再入力し、上記ホストコンピュータから識別情報に対する人物に関する情報を受信した場合には受信した人物に関する情報に基づいて当該人物に対するカード発行条件を報知手段により報知するようにしたものである。

40

50

【0040】

これにより、上記撮影装置により申請者の顔画像などを撮影する際に、当該申請者に対する講習の案内などのカード発行条件を簡単に確認することができる。また、上記撮影装置にて申請者の識別情報を誤認識してしまっても当該申請者の識別情報を確実に入力できるため、申請書がなくとも当該申請者の撮影処理を効率的に行うことが可能となる。

【0041】

【発明の効果】

以上詳述したように、この発明によれば、各申請者の申請書などの記載内容を人手により確認することなく、各申請者に対して発行条件に応じた案内を容易に行うことができるカード発行システムとカード発行方法を提供できる。

【図面の簡単な説明】

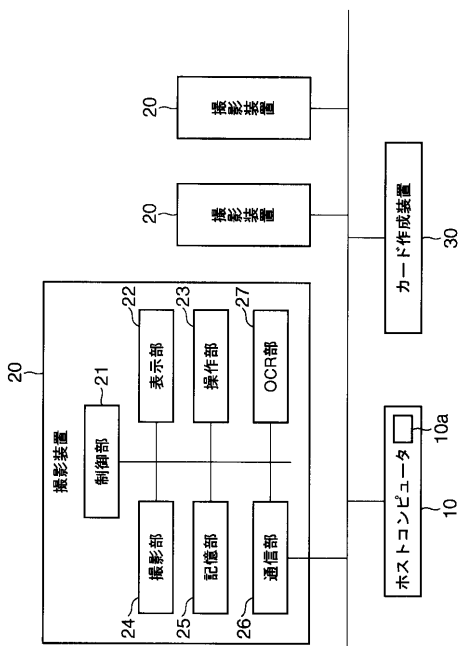
【図1】この発明の実施の形態に係るIDカード発行システムの概略構成を示す図。

【図2】IDカード発行システムにおける撮影装置の動作例を説明するためのフローチャート。

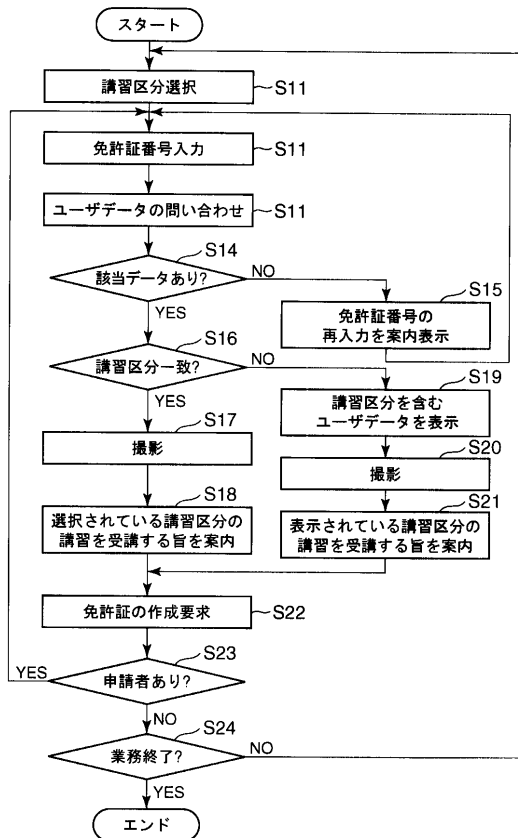
【符号の説明】

10 ... ホストコンピュータ、10a ... データベース、20 ... 撮影装置、21 ... 制御部、22 ... 表示部、23 ... 操作部、24 ... 撮影部、25 ... 記憶部、26 ... 通信部、27 ... OCR部、30 ... カード作成装置

【図1】



【図2】



フロントページの続き

(74)代理人 100070437

弁理士 河井 将次

(72)発明者 野口 弘貴

神奈川県川崎市幸区柳町70番地 株式会社東芝柳町事業所内

Fターム(参考) 2C005 HA24 HB03 JA09 JB02 LA14 LA28 LA33 LA38

3E044 AA20 BA04 CA10 DA05 DE01 DE02 DE07

5B058 CA40 KA11